

帝京平成大学学術機関リポジトリ運用指針

(趣旨)

第1条 この指針は、帝京平成大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に際し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 リポジトリは、帝京平成大学（以下「本学」という。）において生産された研究・教育等の成果（以下「学術成果物」という。）を電子的に収集、蓄積及び保存し、学内外に無償で発信及び公開することによって学術研究の発展と社会貢献に寄与することを目的とする。

(管理・運用)

第3条 リポジトリの管理及び運用は、図書館（池袋キャンパス及び中野キャンパスにおいては「メディアライブラリーセンター」。以下「図書館」という。）が行う。

(提供者)

第4条 リポジトリに学術成果物を登録することができる者（以下「提供者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 本学に在籍する教職員
- (2) 本学に在籍する学生及び大学院生
- (3) その他、図書館長（池袋キャンパス及び中野キャンパスにおいては「メディアライブラリーセンター長」。以下「図書館長」とする。）が適当と認めた者

(登録対象)

第5条 リポジトリに登録することができる学術成果物は、次に掲げるコンテンツとする。

- (1) 学術論文（学術雑誌掲載論文、紀要論文又は学会発表資料等）
- (2) 学位論文（博士学位論文、博士学位論文の要旨及び審査結果の要旨）
- (3) その他、図書館長が適当と認めたもの

(登録)

第6条 リポジトリへの学術成果物の登録は、提供者の許諾を得たうえで図書館職員が行うものとする。

(登録された学術成果物の取扱い)

第7条 図書館では、登録された学術成果物について、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 学術成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて、前号の複製物を不特定多数に無償で公開する。
- (3) 保存及び利用を維持するため、必要に応じて複製・媒体変換を行う。

(著作権の帰属)

第8条 リポジトリに登録された学術成果物の著作権は本学に移転せず、著作権者の元に留保される。

(削除)

第9条 図書館では、以下の場合において、リポジトリに登録された学術成果物を削除することができる。

- (1) 提供者から理由を付して削除の申請があった場合
- (2) 登録された学術成果物の内容が公序良俗に反し、又は内容が学術的観点からみて著しく不適切である等の理由により、図書館長が削除を決定した場合
- (3) その他、登録によって支障が生じると認められる場合

(免責事項)

第10条 リポジトリでの研究成果の登録・公開あるいは、利用によって生じた損害について、本学はその責任を一切負わないものとする。

(指針の改廃)

第11条 指針の改廃は、図書委員会の議を経て行われるものとする。

(その他)

第12条 この指針に定めのない事項については、必要に応じ、関係者間で別途協議し、定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この指針は、2021年9月1日から施行する。